

第 1 1 回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 0 年 7 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 4 時 3 0 分

2 開催場所

津地方裁判所 B 館 4 階大会議室

3 出席者

(委員)

岩脇圭一委員 , 江成幸委員 , 河瀬由美子委員 , 下山保男委員長 , 新明智子委員 ,
曾我部一志委員 , 滝澤多佳子委員 , 竹林憲明委員 , 田辺恵子委員 , 西澤博委員 ,
山田伝夫委員 , 山本哲一委員 (五十音順)

(オブザーバー)

合田章子刑事部裁判官

(事務担当者)

武長事務局長 , 谷口民事首席書記官 , 山下刑事首席書記官 , 伊藤事務局次長 ,
水谷総務課長 , 今堀総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会あいさつ (所長) , 新任委員紹介

(2) 委員長の選任 , 委員長代理の指名

下山保男委員が委員長に選任され , 山本哲一委員が委員長代理に指名された。

(3) 裁判員裁判の評議についての裁判官の説明

(4) 模擬評議 (最高裁判所作成の広報用映画「審理」を題材にして)

(5) 意見交換 (テーマ「裁判員 (国民) に分かりやすい裁判員裁判 (評議) の進
め方について ~ 模擬評議体験 ~ 」) の要旨 (委員 , 裁判所)

事前に「審理」の法廷シーンを見て、自分なりに正当防衛の成否について、意見を持って模擬評議に臨んだが、議論をしているうちに、もっと考えを掘り下げないといけないなと感じた。日頃から裁判に携わっている裁判官と違い、私たちは裁判に参加した経験がなく、議論の方向が逸れたりすることがあるので、今回の評議のように裁判官に巧く議論のポイントを示してもらい、舵取りをしてもらいたい。また、証人の証言内容の信用性まで考えての議論が必要だと感じた。

模擬評議では他の委員の方の意見を聴き、議論をして、自分の意見が深まっていくことが感じられて有意義であった。模擬評議ではあったが、判決を決めるというこれまでにはない良い経験をしたと思う。

評議では、裁判長が苦勞されていると感じた。裁判員に分かりやすく説明するのは大変なことだし、議論がぶれることも多く、修正していくのに苦勞すると思う。

これまで裁判所で実施してきた模擬裁判を通じて、私たち裁判官では気が付かなかった視点が模擬裁判員の方から指摘され、このような考え方があったのかと気付かされたことがあった。国民の皆さんには刑事裁判に参加することの負担感や不安感があると思うが、裁判員裁判では、裁判官だけでは気が付かない、国民の皆さんの視点や感覚が取り入れられていくことが実感できた。

事実認定に関する評議について、今回の題材では正当防衛の成否が争点になっているが、「審理」の法廷シーンを見て、検察官、弁護人の説明や主張について、分かりやすかったか。

検察官、弁護人の主張は分かりやすかったが、法律的な意味での正当防衛について、例えば「急迫」の意味について、もう少し詳しく説明して欲しかった。

評議の前でも良いので、正当防衛が成立すると、なぜ無罪になるのかななどの説明があった方が良かったと思った。

評議を始める前に裁判官から、評議を進める上でのルール説明（評議は乗り降り自由、人の意見は最後まで聞く、自分の意見は理由まで言う、評決に従って議論をする、評議の目的は結論を出すこと）があり良かった。最初は正当防衛が成立すると思っていたが、自分の意見に固執することなく、乗り降り自由に議論ができ、議論を進める中で自分の考えが変わっていった。

今回の「審理」では目撃証人が一人であったが、その証言だけでは、正当防衛の成否を判断するのに迷うところがあり、本当の裁判であれば別の目撃者の証言も聴きたいと思った。

事前に見た「審理」での証人の証言内容について、評議の時には記憶があいまいになってしまっていた部分があったが、裁判官が適時に、証言内容の説明をしてくれて、記憶が鮮明になったので良かった。

検察官、弁護人が法廷で裁判員に見聞きして理解してもらえるように証人尋問などをしてもらうのが前提だが、実際の裁判員裁判では証人の証言等を確認する必要があるれば、法廷での証言シーンをビデオで再生して、証言内容を確認してもらえるように準備をしている。

今回の題材では、当事者の意見（冒頭陳述、論告、弁論）が簡潔にまとめられており、その内容であれば、仕事などで文書に接する機会の少ない裁判員でも理解できると思う。また、それらの書面を備忘録として使用するには簡潔で良いと思うが、実際の裁判ではもう少し詳しいものや審理での説明が必要な事件もあると思う。

法廷で提出された冒頭陳述や論告要旨などの文書は分かりやすかったが、場合によっては、ふりがなを付けるとか字を拡大して見やすくするなどの工夫も必要ではないかと思う。

量刑に関する評議について、裁判官から量刑に関する資料を提示することについて、どのように考えるか。

量刑資料を基にして、単純に平均的な判断が出されることは困るが、量刑資料がないと具体的な議論ができないと思う。公平性の観点からも、量刑資料を見て、量刑の傾向として知っておく意味があると思う。

裁判所では、裁判員裁判に向けて、実際の裁判結果に基づき、その量刑を決める上での要素を類型化した上で、データシステムに入力して、裁判官、検察官、弁護人が量刑資料を必要とする場合に利用できるように準備をしている。

具体的な求刑意見については、これまでは、多くの場合、検察官からのみ出されてきたが、これからは弁護人からも求刑意見が出されることもあると思う。

検察官の求刑意見と弁護人の求刑意見があると、量刑を考える場合、検察官の意見を上限として、弁護人の意見を下限として考えられてしまうおそれもあるが、弁護人が求刑意見を述べるか否かは、弁護人の判断で行われれば良いと思う。

量刑を判断する場合、実刑であれば、被告人が刑務所でどのような生活をして、どのような指導が行われるのか、執行猶予であれば、被告人がどのような生活をするのか、保護観察が付いていれば、どのような生活指導が行われるのかななどを説明して欲しい。

これまでの刑事裁判では、裁判官が法廷で得た心証と提出された大量の書証を分析し、吟味し直し、真実の発見に努めてきたと言える。しかし、裁判員裁判ではそのような作業が難しいことから、当事者の訴訟活動をどのように評価するのかという観点から、弁護人の主張を踏まえても検察官の主張が認められるかどうかを裁判官と裁判員が同じ目線で見、評議し、判断することになると考えられる。そのような評議のありかたについて、どのように考えるか。

裁判員が参加することになると、時間的、量的な制約から、法廷での当事者の主張についての評価を中心に評議していくような方法が相当だと思う。

(6) 次回意見交換のテーマ

「労働審判事件について」

(7) 次回期日

平成21年1月29日(木)午後1時30分から